

4月から 老人保健制度が後期高齢者医療制度に 変わります

問い合わせ先
保険課 医療年金係 (48)1111(内215・257)

変わります

平成20年3月まで
老人保健制度

平成20年4月から
後期高齢者医療制度

対象者 (被保険者)	75歳以上の方全員が対象です。 (一定程度障害のある方は65歳以上) 国民健康保険・会社などの健康 保険・共済組合などの加入資格 はそのまま残ります。	→ 変わりません → ★ ここが 変わります ★	75歳以上の方全員が対象です。 (一定程度障害のある方は65歳以上) 老人保健制度と変わりません。 全ての方が後期高齢者 医療制度に移行します。
保険証 (受診時に 必要なもの)	 医療保険者証 加入保険証	★ ここが 変わります ★	一人に1枚、新しい保険証が交 付されます。 後期高齢者被保険者証 (カード式) (縦54ミリ×横86ミリ)
運営主体	市町村が運営。 	★ ここが 変わります ★	都道府県ごとの広域連合が制度 を運営。 [広域連合が行うこと] 被保険者の認定や保険料の決定、 医療の給付など制度の運営を行 います。 [市町村が行うこと] 加入や脱退の届け出の窓口にな ります。 保険証の引き渡しや保険料の徴 収を行います。
医療費の 負担割合	一般の方は1割負担、現役並み 所得者の方は3割負担。	→ 変わりません →	自己負担割合は老人保健制度と 変わりません。
受けられる 医療給付	療養の給付や、入院時の食事代、 高額療養費など。	→ 変わりません →	受けられる給付は老人保健制度 と変わりません。
保険料	保険料は世帯ごとに決まり、加 入する国民健康保険、会社など の健康保険、共済組合などに納 めました。	★ ここが 変わります ★	保険料は各都道府県の広域連合 ごとに決まり、一人ひとりが納 めます。

相談・問い合わせ先

愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎052(955)1227

同 コールセンター(電話相談窓口) ☎0570(05)5105

「コールセンター受付時間」 月曜～金曜日 午前9時から午後5時まで(祝日はご利用できません)
3月20日～4月13日は、土曜日、日曜日、祝日も利用できます。